

ため池の総合対策について

（令和2年10月27日
ため池・農地防災担当）

1 要旨

県では、平成31年3月に策定した「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」や令和元年7月から施行された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（以下、法律という。）に基づく、「ため池の総合対策」を進めており、9月末時点の進捗状況について報告する。

2 取組状況

（1）農業用ため池の実態把握（法律に基づく届出等）

① 農業用ため池の届出書の提出

届出書を提出されていない管理者（利用者）に対しては、資料を再度送付（約1,500箇所）するとともに、管理者（利用者）が不明なため池については、地域に精通した方々の協力を得て、聞き取りや現地調査による利用や管理の実態調査を進めている。

こうした取組とあわせて、市町と連携して電話や訪問等による要請を行っており、特に、決壊した場合に人への被害のおそれがある「防災重点ため池」については、今年度末までに、すべての届出書が提出されるよう取組を進めていく。

項目	農業用ため池の数 ＜届出対象数①＞	提出状況（令和2年9月末時点）	
		箇所数②	割合（②/①）
農業用ため池の届出	18,852箇所＜18,123箇所＞	11,779箇所	65.0%
うち防災重点ため池	7,808箇所＜7,410箇所＞	5,471箇所	73.8%

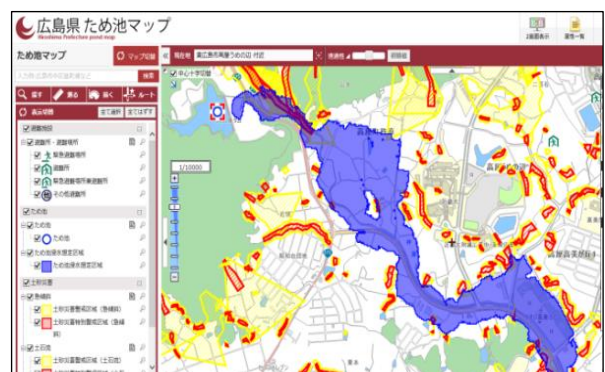
※届出対象は、農業用ため池のうち市町所有を除く。

（2）防災・減災対策の推進

① 迅速な避難行動につなげる対策

防災重点ため池（7,808箇所）の位置を「広島県ため池マップ」で表示するとともに、県で作成した浸水想定区域図については、関係者と調整ができたものから、令和3年5月末までに順次公表を進めている。

加えて、市町によるハザードマップの作成と公表が早期に行われるよう働きかけを行っている。



項目	対象箇所数（累計）			
	H30年度まで	R1年度	R2年度	
			9月末時点	3月末見込
ため池マップの作成・公表	503箇所	7,808箇所	—	—
浸水想定区域図の作成	503箇所	1,513箇所	2,662箇所	7,808箇所

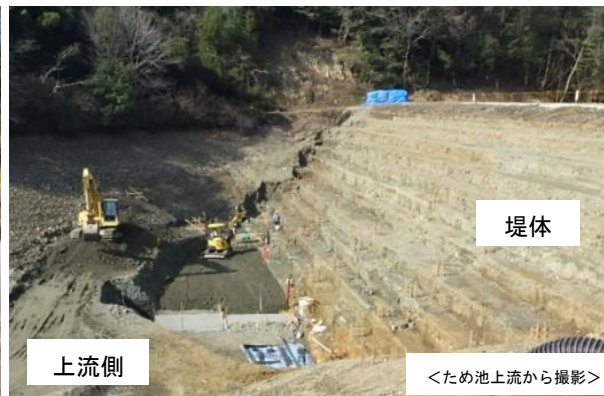
※ハザードマップの作成・公表数（9月末時点）：257箇所（6市1町）

② 農業用水源として利用するため池の管理強化・補強対策

管理者等に対して、出水期前に草刈等を行い、施設の老朽度などを確認した上で、必要に応じて水位を下げるなどの適切な管理を要請し、安全確保を徹底している。併せて、老朽化が進行し対策が必要なため池で、地元負担金などの調整が済んだ箇所について、年 30 箇所程度の補強工事を進めている。



管理者等によるため池の管理状況



ため池の改修工事状況

③ 農業用水源として利用しなくなったため池の統合・廃止対策

今年度の工事予定 89 箇所のうち、9 月末時点で 45 箇所の廃止工事に着手している。
(うち、9 箇所は工事完了済)

しかしながら、入札不調により、業者の確保が困難な状況が続いていることから、引き続き、業者の確保に向け、受注しやすい環境を整えるとともに、近接した工事を受注している業者に対して追加工事の受入れ等の働きかけを行っている。

また、今後も年 100 箇所程度の廃止工事を予定していることから、ため池や仮設道用地の権利関係が円滑に整理できるよう、所有者不明の土地問題の解決に向けた制度化について、国に要請している。



ため池の廃止工事状況

(3) 新たな法律に基づく推進計画の策定

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が令和 2 年 10 月に施行されたことから、今後 10 年間に防災工事を集中的かつ計画的に推進するため、関係市町の意見を聞きながら「防災工事等推進計画」を年度内に策定する。

計画の策定にあたっては、ため池の劣化及び豪雨・地震による危険性の評価を行い、決壊した場合に下流へ与える被害の影響の大きさを踏まえ、優先度を考慮しながら防災工事を進めていくことを盛り込む。

また、ため池利用者の減少と管理者の高齢化により、点検や管理の方法を継承することが難しくなっていることから、管理者による適正な管理を技術的にサポートしていく「ため池サポートセンター」に関する他県の先進事例を情報収集しながら、本県の実態に即した仕組みの検討を進める。